

あなたの起業を応援します。



飯山市では、起業予定者が市内において事業所を設置し、地域経済への貢献が見込まれる事業に対し補助金を交付します。

■ 補助金額及び補助対象経費

補助金交付対象者	補助対象割合	限度額	駅周辺地区の限度額
市内の法人、個人	1 / 2	100万円	200万円
市外の法人、個人	1 / 3	100万円	200万円

○補助対象経費…市内で製造及び営業するため、新たに投資する以下の資金のこと。

- (1) 設備の設置及び購入
- (2) 建物の改修 ※ただし、駅周辺地区内は建物の購入も対象

○駅周辺地区は商業施設等に限定し、地区の範囲は裏面（対象エリア）を参照して下さい。

■ 補助対象事業

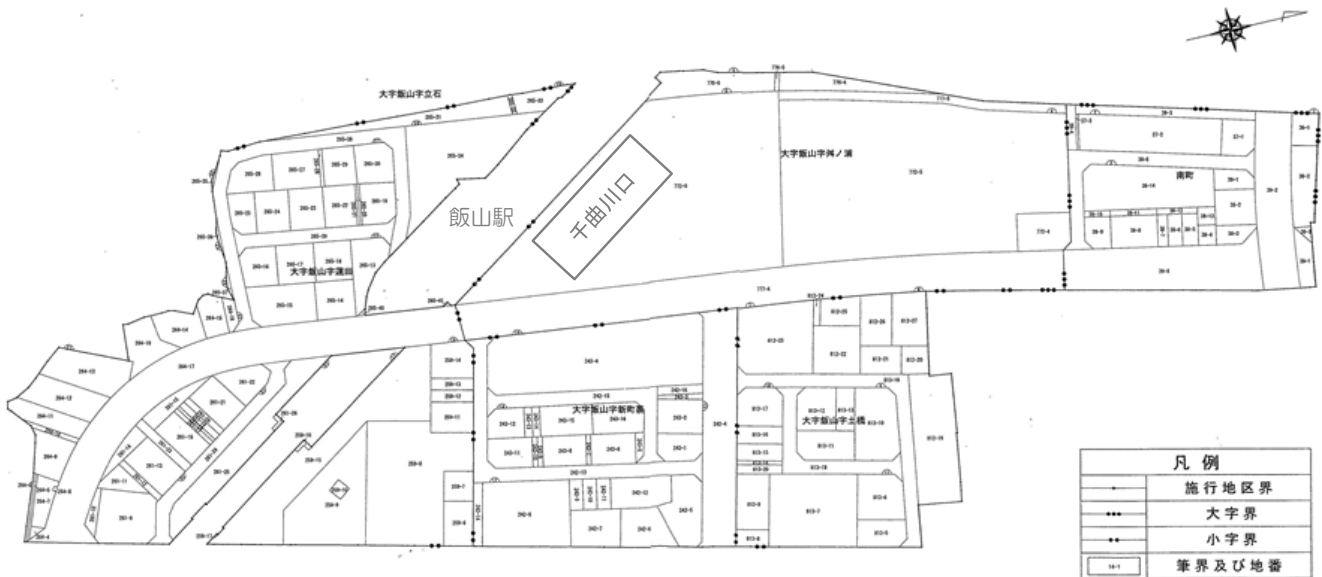
- 1 次の要件を全て満たす事業に補助金を交付します。
 - (1) 市内で事業を営もうとする法人又は個人であること。
 - (2) 商工会議所の経営指導を受け、5年以上の経営継続が見込まれること。
 - (3) 市税を滞納していないこと。
 - (4) 経営内容が投機的でないと認められること。
 - (5) 宗教活動又は政治的活動を目的とした事業でないこと。
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく営業でないこと。
 - (7) 補助対象外業種でないこと。（詳しくはお問い合わせ下さい）
 - (8) 国・県・市が実施している他の補助金を利用していないこと。
 - (9) 市の指定する創業セミナーを受講すること（補助金交付後2年以内）
 - (10) 補助金交付の翌年度から5年間、営業状況のわかる書類を提出すること
- 2 駅周辺地区については商業施設等に限り補助金を交付します。商業施設等とは次に掲げる施設をいいます。
 - (1) 小売業を行う施設
 - (2) 飲食店営業又は喫茶店営業を行う施設

■ 注意事項

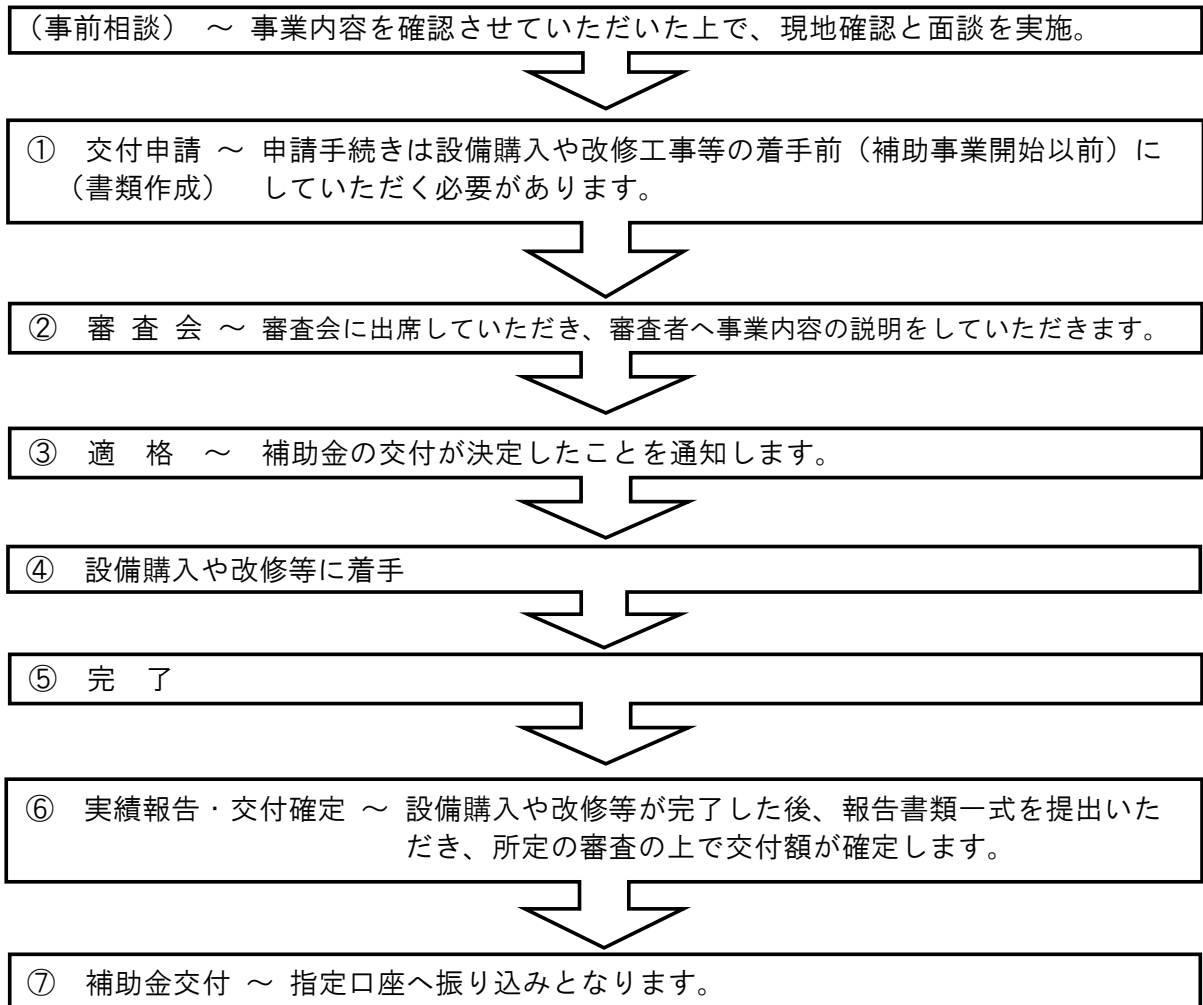
- すでに事業に取り掛かっていた場合は対象になりません。必ず事前にご相談下さい。
- 事業開始に必要な許認可が取れない場合は申請を却下します。
- 補助金の申請には所定の様式及び必要書類を提出していただきますが、書類提出後に市が開く審査会において審査を行います。その際、聞き取りのため出席を求められる場合があります。
- 審査会における審査の結果、補助金交付の可否を決定します。
- 予定していた補助金が終了した場合は年度の途中であっても受付を終了します。
- 上記の要件に該当していても必ず補助するものではありません。この事業の目的に合致しているか、地域経済へどのような効果をもたらすかなどを判断し、補助するのにふさわしいと認められた場合にのみ補助金を交付します。
- 補助金交付後であっても偽り又は不正に給付を受けた、対象事業以外に使用した、事業の実施が不可能になったなどが判明したときは返還を求めます。

【裏面へ続く】

■ 駅周辺地区の対象エリア



■ 補助金交付手続きの流れ



※上記は概要です。詳しくは下記までお問合せ下さい。

お問い合わせは・・・
飯山市役所 経済部 商工観光課 商工係 電話 62-0731（課直通）まで